

綴書
官署

昭和十一年八月十三日 起案者 捺印

管原

昭和十一年八月廿七日

艦本
11.8.21
1698

三總艦
11.8.20

主務局、部
取扱者捺印
宮城

(提案) 艦政本部長

第三部長

首席部員

大臣 閣

次官

書記官

總務部長

第三課長

軍務局長 第二課長

第一課長

指令案

昭和十一年八月三日

海軍大臣

横軍需検査隊第四號、一三七第一通信隊二兵

等貸與、件認許ス

書房第12025號

172/0	保期	3	20	水
	發付迄	(完)	結迄	水
	備			考

軍令	艦政	航空	法務	建築	經理	醫務	軍需	教育	人事	軍務	官房	局、部
	11.8.22										11.8.20	受月日 發月日

大臣 閣
11.8.20
配發

8660

環海之事不要

(9. 12. 30.)

前記兵器ハ本年度大演習中特設ノ第一通信隊
任務遂行上是非共必要ニ付貸與ヲ要ス

期間

自昭和二年八月五日

至昭和二年十月廿一日

(終)

海軍

一通隊

昭和十一年八月五日見月八日進達

第一通信隊長

横須賀海軍少将部長 殿

兵器貸貸共之件 請求

(通信隊長主管之部)



略称	品名	数	備考	軍需部 在奉数	意見
イ	短移動無線機 テニ式	組 〇	所要全数 〇	二	
ロ	軽便無線機 テニ式	組 一	所要全数 〇	一	
ハ	一號要具箱	個 一	所要全数 〇	一	
ニ	無線機 電圧兼電流計	個 一	所要全数 〇	一	本件控機 要之
ホ	電符練習機	個 二	所要全数 〇	二	
ヘ	絶縁試験器	個 一	所要全数 〇	一	
ト	磁石式卓上電話機	個 二	所要全数 〇	二	

海軍

前記兵器ハ本年度大演習中特設第一通信隊
任務遂行上是非必要ニ付貸與ヲ要ス

期間

自昭和二年八月五日

至昭和二年十月廿一日

(終)

海軍